

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第2971号)

令和4年12月15日

横情審答申第2971号

令和4年12月15日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和2年7月29日都I第664号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「新型コロナ肺炎発生以降 1、赤羽国土交通相が4月13日の衆院決算行政監視委員会において言及した、国土交通省が横浜市を含む各自治体に対して行ったIR推進スケジュールに関する「確認」（メール、電話等、あらゆる通信手段による。）について、その「確認」があったことを記した横浜市側の記録と、その「確認」の内容の記録。 2、「1」の「確認」に対して横浜市が「（コロナ禍がIR推進の）支障にはなっていない」（国交大臣の発言による）と回答（メール、電話等、あらゆる通信手段による）したその回答内容の詳細と、その回答に至る経緯を記録した文書等（いずれもメモ等も含む。）。」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「新型コロナ肺炎発生以降 1、赤羽国土交通相が4月13日の衆院決算行政監視委員会において言及した、国土交通省が横浜市を含む各自治体に対して行ったIR推進スケジュールに関する「確認」（メール、電話等、あらゆる通信手段による。）について、その「確認」があったことを記した横浜市側の記録と、その「確認」の内容の記録。 2、「1」の「確認」に対して横浜市が「（コロナ禍がIR推進の）支障にはなっていない」（国交大臣の発言による）と回答（メール、電話等、あらゆる通信手段による）したその回答内容の詳細と、その回答に至る経緯を記録した文書等（いずれもメモ等も含む。）」を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「新型コロナ肺炎発生以降 1、赤羽国土交通相が4月13日の衆院決算行政監視委員会において言及した、国土交通省が横浜市を含む各自治体に対して行ったIR推進スケジュールに関する「確認」（メール、電話等、あらゆる通信手段による。）について、その「確認」があったことを記した横浜市側の記録と、その「確認」の内容の記録。 2、「1」の「確認」に対して横浜市が「（コロナ禍がIR推進の）支障にはなっていない」（国交大臣の発言による）と回答（メール、電話等、あらゆる通信手段による）したその回答内容の詳細と、その回答に至る経緯を記録した文書等（いずれもメモ等も含む。）」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和2年6月25日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第2条第2項に規定する行政文書を保有していないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 令和2年4月13日衆議院決算行政監視委員会において赤羽国土交通大臣が答弁（以下「大臣答弁」という。）において言及した国土交通省からの確認は、国土交

通省の担当者との通常の電話での会話の中で、本市の担当者がその時点における本市のIR事業の状況を情報共有したものであり、その内容を記録に残していない。

- (2) また、国から示されている区域整備計画の認定申請期間の案（令和3年1月4日から同年7月30日まで）についての支障の有無に関する本市の見解を伝えるものではなかった。
- (3) したがって、本件審査請求文書を取得したことはなく、作成もしていない。
- (4) なお、審査請求人は、審査請求書に「本年6月30日の横浜市会において、平原副市長は、「国とのやり取りに当たってはスタッフで打合せをして（行う）」旨の発言をしている」と記載しているが、当該発言は、「今日の議論の内容についても、文書ではないが、国と市のスタッフの打合せの中で伝えていく」というものであり、令和2年6月30日の横浜市会の建築・都市整備・道路委員会における議論の内容を市のスタッフ（職員）が国のスタッフ（職員）に今後、伝えていくという趣旨である。
- (5) また、審査請求人は、「当該開示請求に係るやり取りが行われたこと自体の記録の開示」及び「国に対する回答が作られるに至る経緯を記録した文書等の開示」について、「非開示決定通知書では言及されていない」と主張するが、実施機関では「確認があったことを記した横浜市側の記録」、「確認の内容の記録」、「国土交通省への回答内容の詳細」及び「回答に至る経緯を記録したもの」を対象行政文書として特定し、その存在を搜索した上で、保有していないことを確認して本件処分を行っている。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件開示請求に係るやり取りの内容の開示を再請求する。国家プロジェクトに関わる横浜市と国のやり取りが行政文書として記録されていないとの主張は到底信じがたい。
- (2) 本件開示請求に係るやり取りが行われたこと自体の記録の開示を求める。
- (3) 国に対する回答が作られるに至る経緯を記録した文書等の開示を求める。
- (4) (2)及び(3)について非開示決定通知書では言及されていない。
- (5) 「通常の電話」において「本市のIR事業の状況を情報共有」したのであれば、「今回のコロナの感染拡大を受けても、IR推進事業については支障になっていな

い」との情報が I R 推進課で共有されていたものと判断される。その共有情報は文書化されているはずで、それこそが請求する「回答に至る経緯を記録した文書等」の一部である。

- (6) 大臣答弁に係る確認が「通常の電話での会話の中」で行われたのであれば、その電話があったことの記録が当該確認があったことの記録になる。
- (7) 大臣答弁は、「支障にはなっていないということを聞いておる」というものなので、横浜市から「支障になっていない」という発信がないとあり得ないものである。
- (8) 令和2年6月30日の横浜市会において、「国とのやり取りに当たってはスタッフで打合せをして（行う）」旨の平原副市長発言が、大臣答弁に係るものではなく、6月30日の市会議論についてのものである旨の実施機関の主張は理解したが、他日においても「スタッフの打合せ」があるならば、それも審査請求人が公開を請求し、横浜市が弁明書で「記録がない」としている情報である。

5 審査会の判断

(1) 区域整備計画の認定申請に係る事務について

都道府県又は指定都市は、特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）第9条第1項の規定により国土交通大臣に区域整備計画の認定の申請をすることができるとされており、当該申請は、同条第10項の規定により国土交通大臣が定める「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針」の公表後の政令で定める期間内にしなければならないこととなっている。実施機関では、区域整備計画に係る国への認定申請を行うための事務を行っていた。

(2) 本件審査請求文書について

本件開示請求に係る開示請求書及び審査請求書の記載から、審査請求人は、コロナ禍が I R 事業の準備の支障になっていない旨の大臣答弁に関し、①国土交通省からの確認に係るやり取りの内容、②当該やり取りが行われたこと自体の記録、③国に対する回答が作られるに至る経緯を記録した文書等の行政文書一式の開示を求めているものと解される。

(3) 本件審査請求文書の不存在について

ア 実施機関の説明によれば、大臣答弁作成のための正式な照会という形での確認はないとのことであり、国土交通省と実施機関の間で日頃行われている電話での事務的なやり取りをもとに大臣答弁がなされたと考えられるとのことであった。

そこで改めて大臣答弁について会議録（第201回国会 決算行政監視委員会

第2号（令和2年4月13日（月曜日））で確認すると、その内容は「現時点では、各自治体が粛々と準備を進めている状況であって、支障にはなっていないということを知っている。」というものであった。この冒頭の「現時点では～」という表現からも、「～を知っている。」という結びの文言からも、横浜市の確定的な方針を示しているとはうかがえず、実施機関の正式な回答がなければできない答弁ではないので、実施機関の説明は不自然とまではいえない。

イ 審査請求人は、国土交通省に回答するに当たっての実施機関での情報共有の記録や国土交通省と実施機関の電話の記録を作成しているはずだと主張する。

この点について実施機関に確認したところ、IR事業に限らず、国や他の地方自治体との間で、電話による事務的なやり取りが行われることは一般的なことであり、そのような日常的で事務的な電話の内容を逐一記録に残す方がまれということであった。

電話でのやり取りとはいえ、例えば、大臣答弁の根拠とすることを明示されての照会であれば、その記録を残すことも考えられよう。しかし、実施機関が説明するように、明示されての照会がなかったとのことであれば、記録を作成していなかったとしても不自然とまではいえない。

ウ そのほか、審査請求人からは文書の存在を具体的に示す主張もない。

エ 以上のことから、本件審査請求文書を作成しておらず、保有していないとの実施機関の説明は、不自然、不合理とまではいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

オ 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

| 年 月 日 | 審 査 の 経 過 |
|--|------------------------|
| 令和 2 年 7 月 29 日 | ・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理 |
| 令和 2 年 8 月 20 日 (第260回第三部会) 令和 2 年 8 月 25 日 (第340回第一部会) 令和 2 年 8 月 26 日 (第382回第二部会) | ・ 諮問の報告 |
| 令和 2 年 9 月 9 日 | ・ 実施機関から反論書の写しを受理 |
| 令和 2 年 9 月 11 日 | ・ 意見書を受理 |
| 令和 4 年 8 月 18 日 (第284回第三部会) | ・ 審議 |
| 令和 4 年 9 月 15 日 (第285回第三部会) | ・ 審議 |
| 令和 4 年 10 月 20 日 (第286回第三部会) | ・ 審議 |
| 令和 4 年 11 月 17 日 (第287回第三部会) | ・ 審議 |